

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2024年度)

作成日 2024/10/24

最終更新日 2024/10/24

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------|-------|---|
| 情報基準日 | 更新あり | 2024年9月1日 |
| 国立大学法人名 | | 国立大学法人東京外国語大学 |
| 法人の長の氏名 | | 林 佳世子 |
| 問い合わせ先 | 更新あり | 総務企画課(TEL:042-330-5159 E-mail:soumu-soumu@tufs.ac.jp) |
| URL | | https://www.tufs.ac.jp |

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|-------------|-------|--|
| 経営協議会による確認 | 更新あり | <p>【確認の方法】 経営協議会委員に対して、10月3日から10月9日までの期間において、国立大学法人東京外国語大学におけるガバナンス・コードへの適合状況について、昨年度からの変更点を中心に説明し、意見照会を行った。第93回経営協議会（10月24日開催）において、審議した結果、国立大学法人ガバナンス・コードに適合していることが承認された。</p> |
| 監事による確認 | 更新あり | <p>【確認の方法】 監事に対して、10月3日から10月9日までの期間において、国立大学法人東京外国語大学におけるガバナンス・コードへの適合状況について、昨年度からの変更点を中心に説明し、意見照会を行った。その結果、国立大学法人ガバナンス・コードに適合していることが確認された。なお、監事からの指摘に基づき、報告書中の一部の表記を改めた。</p> |
| その他の方法による確認 | | |

【国立大学法人格バナス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則2－2－1～原則2－2－3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---------------------------------|-------|----------------------|
| ガバナンス・コードの各原則の実施状況 | 更新あり | 当法人は、各原則をすべて実施しています。 |
| ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等 | | |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--------------------------------|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 原則1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋 | 更新なし | <p>東京外国语大学は、1873年に建学された東京外国语学校の使命を引き継ぎ、1949年に新制大学として発足して以来、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」(国立大学法人東京外国语大学学則第1条)を基本理念に掲げ、高度な言語運用能力と、世界諸地域の文化と社会に関する深い知識を身につけた人材の育成を使命としています。</p> <p>本学の基本理念に基づき、第4期中期目標・中期計画期間においては、本学の「研究により、文化の差異と共生の仕組みを明らかにし、その教育を通じ、寛容でインクルーシブな社会の実現に向けた課題解決に資する人材を育成し、さらに社会貢献を通じ、本学に期待される分野で異なる背景を持つ人々の共生に向けた方策の実装に力を尽くすこと」を法人の基本的な目標として定め、「地球社会における人々の共生に貢献すること」を目指します。</p> <p>以上の目標を達成するため、次の3つの戦略を掲げ、本学の機能強化に取り組んでいきます。</p> <p>[戦略1]社会との共創 [戦略2]教育の高度化 [戦略3]高度で融合的な研究の推進</p> <p>加えて、このような大学の教育研究活動を支えるため、大学内外の多様な意見を大学経営に生かし、透明性・効率性に秀でた運営を実現します。</p> <p>この取組を着実に進展させるため、中期目標・中期計画に加え、年度ごとに行う取組を年次計画として取りまとめ、公表しています。</p> <p>(中期目標・中期計画・年次計画) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/plans/</p> <p>さらに、学長の活動方針である「アクションプラン2023-2024」を公表し、学長のリーダーシップの下、ビジョン、目標を明確にし、大学全体が一体となって教育・研究・社会貢献活動に取り組んでいます。</p> <p>上記の戦略及びアクションプランは、監事及び経営協議会（学外委員）の意見を伺った上で策定していますが、さらに学長アドバイザーリストや外部評価等の活用によ</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>り、学生及び保護者（学生後援会）、同窓会（東京外語会）、地方公共団体や企業等の連携機関、その他関係者の意見を取り入れる体制を整えております。主なものとして、保護者会でのアンケート調査、学生後援会、合同協議会（東京外語会）、近隣町内会との交流会等があります。</p> <p>（アクションプラン 2023-2024）</p> <p>https://www.tufts.ac.jp/abouttufts/president/actionplan/</p> |
| 補充原則 1 – 2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等 | 更新あり | <p>本学では、第4期中期目標・中期計画期間（2022年度～2027年度）における3つの戦略に則り、2023年度は以下の取組みを実施しました。</p> <p>[戦略1]社会との共創</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン日本語教育センターの発足 2023年4月に「オンライン日本語教育センター」を立ち上げ、日本国内の大学進学（予定）者向けに、日本語のオンライン授業を提供する体制を整えました。また、2023年7月に、同センターはアカデミック日本語教育を共同利用に提供する組織として、教育関係共同利用拠点（留学生支援施設）として文部科学省の認定を受けました。 <p>【戦略1（社会との共創）に関する定量的な評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会連携事業数（①） 新規累計12件（2020年度比） 【新規累計12件】 ・社会連携事業収入等割合（②） 7.06% 【5%】 <p>※ () 内は第4期中期目標・中期計画の評価指標番号 ※ [] 内は第4期中期目標・中期計画期間中の目標値</p> <p>[戦略2]教育の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定 2022年度から「TUFS データサイエンス教育プログラム」（通称：たふ DS）を開始し、同プログラムは、2023年度に文部科学省より「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されました。 ・多摩地区国立5大学「標準化」講義の令和5年度産業標準化事業表彰受賞 |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>2023 年度に本学、東京農工大学、電気通信大学、一橋大学、東京学芸大学が連携して実施する多摩地区国立 5 大学「標準化」講義が、産業標準化事業表彰において経済産業大臣表彰を受賞しました。「標準化」とは、技術などの普遍的な基準を確立することであるとともに、交渉や調整を伴う国際的なルール作りのことを指します。今回の受賞は、国立 5 大学の連携により、単一の大学では招聘が困難である各業界の専門分野に精通した講師を集め、学部レベルでの講義を実施したことが高く評価されたことによります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業に採択 「英語教育学イニシアティヴ・プログラム」(TEFL-IP) が、令和 5 年度研究拠点形成費等補助金「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」として採択されました。3 大学（本学、筑波大学、上智大学）の連携によって、国内トップクラスの応用言語学プログラムが構築され、単位互換・論文の共同指導・英語教育学領域の先端的課題を探求する合同授業などを可能にします。 ・海外大学との連携教育 2023 年度には、新たにメルボルン大学（オーストラリア）とダブルディグリー協定を締結しました。また、国際共同教育の一環として、海外からのオンライン授業を実施しました（2023 年度実績：専攻言語：アラビア語、ラオス語、タイ語、ポルトガル語）。 ・世界に広がるネットワークづくり 本学では、卒業・修了生と本学教職員とのネットワーク形成、及び在校生の留学支援を行うことを目的として、国内外で「TUFS グローバル・コミュニティ会合」を実施しています。2023 年度は、ソウル（韓国）、台北（台湾）、メルボルン（オーストラリア）、ニューヨーク（米国）、シドニー（オーストラリア）で開催し、合計 102 名（うち帰国留学生 12 名）の参加がありました。 ・高大接続事業の推進 本学は 2023 年度入試から大学入学共通テストで数学①と数学②の 2 科目の受験を必須とし、さらに 2025 |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>年度入試から大学入学共通テストに「情報Ⅰ」、前期日程試験の個別学力検査に「歴史総合、世界史探究／日本史探究」を課すことを予定しています。少子化の中でも選ばれる大学となるため、2023年12月に本学と協定を結ぶ高校と懇談会を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ディプロマ・サプリメント」の改良 2024年3月卒業者からディプロマ・サプリメントに「たふDS」を修了したことを明示できるように様式を変更しました。また、博士前期課程に対し初めてディプロマ・サプリメントを発行しました。 <p>【戦略2（教育）に関連する定量的な評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学満足度 (④) 81.91% 【80%】 ・オンライン共同教育授業数 (⑤) 29科目【22科目】 ・CEFR C1 レベル学部生比率 (⑦) 5.87% 【10%】 ・専門領域就職割合 (⑧) 54% 【65%】 ・博士号取得率 (⑨) 53.3% 【60%】 ・現地渡航留学経験者数 (⑪) 1,395名【1,600名】 ・ダブル・ディグリー・プログラム学位取得者数(⑫) 延べ24名【延べ120名】 ・正規留学生出身国数 (⑬) 新規累計 23か国・地域 (2020年度比) 【新規累計 17か国・地域】 <p>※ () 内は第4期中期目標・中期計画の評価指標番号</p> <p>※ [] 内は第4期中期目標・中期計画期間中の目標値</p> <p>[戦略3]高度で融合的な研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TUFS 地域研究センター（通称：TASC）の設置 日本と直結するグローバルな諸地域の課題に対して、本学がこれまで推進してきた世界の言語・文化・社会に関する学術研究を発展させ、その成果を踏まえた貢献を行い、広く世界の平和構築と国際協調に寄与していくことを目的として、2023年10月に「TUFS 地域研究センター」を正式に発足させました。 ・地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（通称：J-PEAKS）に採択 本学は「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に東京農工大学、電気通信大学と共同申請を行い、採択されました。本学はサステイナブルな社会に向け、「食 |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>と健康の持続性」・「エネルギーの持続性」・「信頼の持続性」の3方向から取組む本事業の中で、「信頼」の構築にあたります。</p> <p>【戦略3（研究）に関連する定量的な評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究業績数 (⑯) 0.745件／人 【0.962件／人】 ・科研費新規採択率 (⑰) 37.6% 【50%】 ・科研費保有数 (⑯) 1.6件／人 【1.6件／人】 ・デジタルアーカイブ件数 (⑱) 188件 【182件】 ・外国籍教育研究者数 (⑲) 53名 【50名】 ・アジア・アフリカ研究所成果論文件数 (㉑) 581件 【243件】 <p>※ () 内は第4期中期目標・中期計画の評価指標番号 ※ [] 内は第4期中期目標・中期計画期間中の目標値</p> <p>このような改革の実行に伴う進捗状況や成果の検証については、以下に示すとおりの手順により実施しています。</p> <p>① 全学点検・評価委員会</p> <p>第4期中期目標・中期計画及び年次計画については、評価担当理事をトップとする全学点検・評価委員会が毎年度2回点検・評価を行い、その結果や改善を要する事項等について学長に報告し、必要に応じて、学長から担当の理事、副学長に改善指示を出すことにより、計画の確実な実行を図っています。</p> <p>全学点検・評価委員会が行った点検・評価結果については、前年度実績を毎年夏頃に本学ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>(年次計画実績報告書) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/evaluation/</p> <p>また、全学点検・評価委員会は点検・評価にあわせて、大学運営の意思決定等に資するデータの収集・管理・分析・提供を行っており、本学はデータに基づく大学運営を行える体制を整備しています。</p> <p>(全学点検・評価委員会規程) https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_56zen_gaku_tenken_hyouka_iinkai_kitei.pdf</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>② 学長選考・監察会議</p> <p>アクションプランの進捗状況や成果の検証については、国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議規程第6条の定めにより実施する「学長の業務実績確認」を通じて学長選考・監察会議が検証を行い、その結果については、監事や学内関係組織等とも共有しています。</p> <p>同プランに掲げる各施策の進捗状況等についても、本学ウェブサイトで公表しています。</p> <p>(アクションプラン実施状況)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/president/actionplan/ (学長の業務執行状況の確認結果について)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/presidential_candidate.html</p> <p>③ 外部評価制度や評価指標による成果検証</p> <p>「スーパーグローバル大学（SGU）創成支援事業」をはじめとする、個別のプロジェクトについては、外部評価制度を導入し、当該事業の指標に基づく成果の検証を個別に実施しており、その結果は全学で共有しています。</p> <p>さらに、2023年2月からSGUの評価指標を見える化し「スーパーグローバル大学創成支援事業 東京外国語大学 目標の進捗状況」を本学ウェブサイトで公開しています。</p> <p>(スーパーグローバル大学創成支援事業 東京外国語大学 目標の進捗状況)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/collaboration/intlaffairs/sgu/</p> <p>④ 大学執行部による改善</p> <p>学長、理事及び副学長は、上記①～③における報告等を踏まえ翌年度の年次計画に反映させるなど、必要な改善を図っています。</p> <p>(2024年度年次計画)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/outline/plans/nenjiR6.pdf</p> <p>その他、学長のリーダーシップの下、情報共有や意思決定の迅速化を図るため、学長、理事、副学長、学長特別補</p> |

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---|-------|--|
| | | <p>佐、部局長等で、大学運営についての実質的な意見交換をする場として、学長室会議を設置しています。</p> |
| 補充原則 1 – 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制 | 更新なし | <p>本学では、以下の体制を整備しています。</p> <p>大学の経営面については、「国立大学法人東京外国语大学組織規則」に則り、最高意思決定機関としての「役員会」、学外の有識者の意見を大学運営に反映させる「経営協議会」、教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」において審議・決定の上、最終的に学長が決定することとなっています。</p> <p>(組織規則)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_60soshikikitei.pdf (運営組織図)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/operating.html</p> <p>法律で定められた上記の機関のほか、本学独自の取組として、総合戦略会議（学長、理事、副学長、学長特別補佐、部局長で構成）を置き、その下に教育、研究、国際、人事、財務・施設、学生支援、社会連携、広報、情報の機能別オフィスを設置しています（情報は2023年4月に新設）。それぞれが所掌する業務の戦略策定等に関する実質的な権限を、理事、副学長、部局長等と関係各課室長らを構成員とする各オフィスに与えることで、教職協働による戦略的かつ効果的な大学運営を実現しています。会議体としての総合戦略会議では、機能別オフィスの検討状況等を共有するとともに、教学面と人事・予算等大学運営面に関し、意思決定を行っています。</p> <p>(総合戦略会議規程)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_04_01sougousenryaku.pdf (機能別オフィスに関する規程)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_04_02sougouoffice.pdf</p> <p>なお、経営に関する事項のうち、「教員採用人事」及び「予算・決算・施設運営」の権限と責任の体制は以下のとおりです。</p> <p>【教員採用人事】</p> |

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|--|-------|--|
| | | <p>採用公募の実施、採用候補者の審査及び選定については各部局（研究院及び附置研究所等）において行い、役員による面接や所定の手続きを経て、学長が任命します。</p> <p>【予算・決算・施設運営】</p> <p>総合戦略会議の下に置いている「財務・施設マネジメント・オフィス」において原案を策定し、総合戦略会議において決定の上、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定します。</p> <p>大学の教学面については、総合戦略会議の下に置いている「教育アドミニストレーション・オフィス」（学生支援に関する事項は「学生支援マネジメント・オフィス」）において原案を策定し、総合戦略会議又は教育研究評議会の審議を経て学長が決定します（教育組織の改組等重要事項については経営協議会・役員会において審議）。</p> <p>教授会では、学生の入学及び卒業、学位の授与そのほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要であると認めるものについて審議を行っています。</p> |
| 補充原則 1 – 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針 | 更新あり | <p>第4期中期目標・中期計画期間の人事方針として、以下のとおり定め公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究機能の強化を目的としたダイバーシティ研究環境の実現のため、中長期的に目指すべき教員の年代構成、職位構成比率の適正值を設定し、「人件費ポイント制」を活用して人事計画の実効性を確保します。 ・男女共同参画を推進するため、採用条件にあった女性教員を積極的に採用し、女性のキャリア支援制度を充実させ、教授職に占める女性比率の増加に努めます。 ・本学の教育研究に参画する外国籍教育研究者数を2027年度に50名に増加させます。2023年度実績：当該教育研究者数53名（前年度比5名増） <p>(第4期中期計画) https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/outline/plans/mid_p_4_20220401.pdf</p> <p>(教員人事基本方針・人事戦略)</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>http://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/jinji/jinjikeikaku.pdf</p> <p>(ダイバーシティ環境推進に関する基本方針・行動計画) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/diversity/</p> |
| 補充原則 1 – 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画 | 更新あり | <p>第4期の中期計画（2022年度～2027年度）において、第4期の「予算、収支計画及び資金計画」を定め公表しています。</p> <p>第4期の予算については、支出は業務費で36,225百万円を見込み、収入は運営費交付金で20,125百万円、学生納付金収入を含む自己収入として16,100百万円を見込んでいます。</p> <p>第4期中期目標・中期計画期間においては、基本的にこのような収益構造を前提としつつ、大学の強み・特色を伸長し、社会的使命を果たすとともに、学長のリーダーシップに基づく戦略的な大学運営を実行するため、以下の方針によって、中期的な財務計画を策定しています。</p> <p>(自己収入等確保の方針)</p> <p>運営費交付金及び学生納付金収入による基盤的経費の確保に加え、以下の取組を重点的に推進し、自己収入による経営資金の更なる獲得を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産を最大限活用するために、本学の資産の運用状況を点検するとともに、土地・建物の外部貸出しを積極的に実施し、自己収入の拡大を図ります。 ・一般市民向け公開講座「オープンアカデミー」のオンライン化により、受講機会の地域的な制限が緩和されたことを契機として、講座数や受講者数の拡充を図り、その対価としての受講料の增收を企図します。また、更なる受講者数拡充のため、既存講座とは別に、特別講座（小学生向け講座等）を新たに企画し、研究成果を広く社会へ還元します。 ・外部資金の教員の申請率の向上と大型研究プロジェクトへの参画を促すことにより、間接経費等の増額を目指し、本学の研究力の向上と基盤的経費の確保の両立のための取組を推進します。 ・寄附金収入の増加のため、戦略的な分析や広報活動を一層推進します。 |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|---|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>・産学官連携事業等の実施による社会からの投資を獲得します。</p> <p>(戦略的な資源配分)</p> <p>国の財政事情による運営費交付金等の動向を見据えつつ、以下の重点的な資源配分の取組によって、持続的かつ戦略的な大学運営を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度損益計算書において経常費用の67.2%（対前年比1.1ポイント減）を占めている人件費については、人事給与マネジメントによる中長期的な雇用計画を立て、適正な年齢構成の実現を図ります。人件費総額管理（ポイント制）及びテニュア・トラック制導入の効果により職位構成比率の適正化及び教員の新陳代謝を促し、毎年度、抑制が見込まれる人件費を、教育支援等を担う学長裁量教員のポストとして活用します。 ・大学の戦略的な資源配分を行う学長裁量経費等を拡充し、重点支援するべき取組（プロジェクト）は、以下の観点を用いた評価結果を予算額に反映することにより教育研究の価値の最大化を企図します。 <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省による「成果を中心とする実績状況に基づく配分」 ・本学独自指標 ・2000年のキャンパス移転により、建物・施設の老朽化やそれに伴う修繕や改修等の時期が重なることから、中長期的な整備計画を定めたインフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、大規模改修を見据えた建物の整備・改修を進めるとともに、維持管理等にかかるトータルコストの縮減と、コストの平準化を実施します。 ・省エネ、自然エネルギーの活用等により、カーボンニュートラルに向けた取組を推進します。 <p>主に上記の観点を踏まえ、今後より一層、本学の教育研究を最大化するために、ステークホルダー等との積極的な対話を図りつつ、本学の強み、特色を生かす財務運営の改善を促進し、収入の確保に取り組んでいきます。</p> |
| 補充原則1－3⑥(4)及び 補充原則4－1③ 教育研究の費用及び成果等 | 更新あり | 本学の財務及び活動については、財務諸表や事業報告書のほかに、独自の取組として、活動内容や成果を運営コストと結びつけた形で可視化した『統合レポート』を作成 |

| 【国立大学法人大ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|---------------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| (法人の活動状況や資金の使用状況等) | | <p>し、公表しています。 (財務諸表) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/finance/ (事業報告書)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/organization/ (統合レポート)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/pr/pr-brochures/TUFS-IR2023_single_low.pdf</p> <p>本学は教育研究予算の執行を全学体制で行い、総合戦略会議の下にある教育アドミニストレーション・オフィス (AO) 及び研究アドミニストレーション・オフィス (AO)、情報マネジメント・オフィス (MO) を予算単位として予算再配分機能を持たせています。これは、2009年以来、教員組織と教育組織を分離した体制をとっていること、3学部がいずれも1つの学部(旧外国語学部)にルーツをもち共通教育部分が多いことによります。加えて、全学に関わる情報基盤、情報管理及び情報機器等利用者支援に係る戦略の策定を行うことにより、大学におけるDXを加速化し、デジタル・キャンパスの実現を目指すため、2023年4月に「情報マネジメント・オフィス」が設置されました。</p> <p>教育AO、研究AO、情報MOには、基礎的・経常的な予算のほか、学長裁量経費を重点的に配分しています。これは、主に本学のミッションに基づく教育研究の戦略的な取組(プロジェクト)に対して、成果等に基づく厳密な評価とそれに基づく予算配分を行い、学長のリーダーシップの下、戦略的な資源配分システムを実現するためです。</p> <p>また、学長裁量経費の一部は学長裁量ポスト経費として全学管理の教員人件費に充て、教育支援系教員を採用するなど、戦略的に資金を使用しています。</p> |
| 補充原則1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針 | 更新なし | 若手教員や女性教員を中心に、学長特別補佐を任命しています。理事、副学長を含む運営体制全体を補佐とともに、特に重点的に取り組む男女共同参画、日本語教育、教養教育、高大接続等の特命事項の運営に主導的な役割を担うことで、大学経営に携わる機会を設け、大学の法人経営を担う人材育成に努めます。 |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>2022年12月に国立大学法人東京外国语大学事務系職員人事基本方針を定めました。これは、本学に求められる事務系職員の人材像や、採用から人事異動の基準、各職位に求められる役割（経験年数の基準）等を明確にしたもので、将来的かつ計画的な人材育成に資するものです。当該方針を踏まえて、法人経営を担う人材育成に努めます。</p> |
| 原則2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等 | 更新あり | <p>理事、副学長がそれぞれ所掌する法人業務と大学校務（財務、施設、人事、情報基盤、教育情報化、点検評価、社会連携、基金、広報、教育、研究支援、国際、国際教育、学生支援）を明確にしています。任命にあたっては、以下のとおり各人の経験・知見を踏まえています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事・事務局長（総括、財務、施設、人事等担当）は、行政官としての豊富な経験と高い見識 ・理事（情報基盤、教育情報化、点検評価等担当）は、副学長（教育、入試、点検評価担当）及び研究科長として培った実績 ・理事（社会連携、基金、広報等担当）は、長年の国立大学法人での管理業務経験等及び私立大学での勤務経験 ・副学長（教育担当）は、国際社会学部副学部長としての経験と、ダブル・ディグリー・プログラムを成功に導いてきた実績 ・副学長（研究支援等担当）は、本学の研究を牽引するアジア・アフリカ言語文化研究所副所長として培った実績 ・副学長（国際、国際教育等担当）は、国際日本学部発足以来の現場での豊富な経験と実績 ・副学長（学生支援等担当）は、国際社会学部学部長補佐として学生支援に当たってきた豊富な経験と実績 <p>その上で、総合戦略会議の下に2023年4月から情報マネジメント・オフィスを加えた9つのオフィスを配置し、担当の理事、副学長をオフィス長とすることによって、所掌する業務の権限・責任を規程上明確化し、学長の運営方針に基づき、理事、副学長が実務上の業務を執行する体制としています。</p> <p>さらに、特に重点的に取り組む特命事項（男女共同参画、日本語教育、教養教育、高大接続）を担う学長特別補</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--------------------------------------|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>佐を任命し、特命担当業務の運営とともに、学長室構成員として、学長及び理事、副学長を含む運営体制全体を補佐する体制としています。</p> <p>(役職者)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/management.html</p> <p>(運営組織図)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/operating.html</p> |
| 原則 2－3－1 役員会の議事録 | 更新なし | <p>本学は毎月第4火曜日に役員会を開催し、「国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程」に基づき、役員会は経営及び教育研究に関する次の事項を学長の最終意思決定に先立ち、議決しています。</p> <p>(1)学長原案の作成に関する事項</p> <p>(2)学長の指示に基づく業務の執行に関する事項</p> <p>(3)特定の重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 中期目標についての意見及び年次計画に関する事項 イ 文部科学大臣の許可、承認を受けなければならぬ事項 ウ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項 エ 学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 オ その他役員会が定める重要な事項 <p>役員会の議事録は、遅延なく本学ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>(役員会議事要旨)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/yakuinkaigiji/</p> |
| 原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況 | 更新あり | <p>2023年度から私立大学でコーディネーターとしての勤務経験がある者を学外理事（非常勤）として任命し、基金運用や資産の有効活用など、経営戦略に関する体制強化を図っています。</p> <p>また、2024年度から、国立大学法人の理事、副学長、事務局長等の経験者を理事（総括、財務、施設、人事等担当）として任命し、その知見を活用しています。</p> <p>(役員紹介)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/president/board.html</p> |

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|---|-------|--|
| 補充原則 3－1－1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫 | 更新なし | <p>本学の経営協議会の外部委員は、「学長が任命する学外有識者」と規定されていますが、本学のミッションに照らし、多様な意見を反映させるため、本学卒業生や産業界から企業経営者など、ステークホルダーに配慮した選考を行っています。また、本学の特性を踏まえ、海外出身の委員を任命するなどダイバーシティを考慮した人員配置とともに、学外委員からの意見を大学経営に適切に取り入れています。2023年度から経営協議会学外委員として、新たに同窓会組織の理事長や大学共同利用機関法人の機構長を任命しました。</p> <p>(経営協議会規程) https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_01keiei_kyougikai.pdf</p> <p>2023年度から、経営協議会外部委員からの意見を本学の運営に活用するため、審議事項と報告事項に加えて、懇談事項を設けました。これは、本学にとって重要な課題等について、現状の報告を交え、経営協議会外部委員に意見を求め、今後の法人運営に生かすこと目的としています。</p> <p>経営協議会の学外委員からの意見聴取の機会を拡大するため、2016年以降学外委員と意見交換する機会を定期的に設けています。そこで得られた意見を踏まえた改善の例としては、学生のキャリア支援の拡充などがあります。</p> <p>また、学外委員からの主な意見への対応状況については、本学ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>(経営協議会学外委員からの主な意見等への対応状況) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/mc_taiou.html</p> |
| 補充原則 3－3－1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由 | 更新あり | 2025年4月就任の学長の選出にあたっては、「国立大学法人東京外国语大学学長選考・監察会議規程」に基づき、学長選考・監察会議にて、学長選考方針を以下のとおり定めました。 |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>1. 学長に求められる資質・能力</p> <p>(1)人格が高潔で、学識に優れ、学内外の信頼を得ることができること。</p> <p>(2)東京外国語大学のトップリーダーとして、本学の教育研究活動を適切かつ効果的に運営できること。</p> <p>(3)本学の意欲的な未来像を明確に描き、その実現のためのミッションを着実に達成できる力量を備えていること。</p> <p>(4)本学の財政基盤の確立と学内の適切な資源配分を実現できる、優れたマネジメント能力を有していること。</p> <p>2. 達成すべきミッション等</p> <p>(1)本学の教育研究の成果を、人々の共生に向けた諸問題の解決に資するため、言語教育のナショナルセンターとしての本学の機能の強化と社会実装を図り、市民・自治体・NGO・教育機関・企業などと連携し、寛容でインクルーシブな社会の実現に貢献する。</p> <p>(2)本学の教育プログラムを通じて、学士課程においては、世界や日本における共生社会の実現に資する専門的知識と幅広い視野を持つ人材を、大学院課程においては、深い専門性を有する優れた研究者及び多言語多文化化する社会で求められる高度な専門的知識を有し、実践的な能力を備えた人材を養成する。</p> <p>(3)世界における多文化共生のメカニズムを解明する人文・社会科学研究を牽引すると同時に、多分野の研究者が参加し問題解決を目的とした融合型研究プロジェクトを推進し、研究成果の社会実装を目指す。</p> <p>(4)大学内外の多様な意見を大学経営に生かし、公正で透明性の高い運営を実現するため、強靭なガバナンス体制を構築する。</p> <p>あわせて、選考の方法及び手順、選考の日程を定めました。選考プロセスに応じて、順次、公示を行います。</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>なお、学長選考会議（現：学長選考・監察会議）については、2021年1月に、以下の観点から規程を見直しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考会議における自律的学長選出機能及び学長への牽制機能を強化するため、学長選考会議委員の選出方法の見直し ・選出された学長が、学内構成員と確固たる信頼関係を築いた上でそのリーダーシップを発揮できるよう、選考プロセスにおける意向投票の位置付けの見直し <p>上記は、いずれも2022年4月に施行された改正国立大学法人法の「学長選考・監察会議」に即した内容となっています。</p> <p>(学長選考・監察会議規程) https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/06_01gakuchou_senkou_kaigi.pdf</p> |
| 補充原則3－3－1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無 | 更新なし | <p>国立大学法人法第15条第1項において、学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において定めることとなっており、本学においては「国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程」に基づき「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、その任期は、2年とする。」と定めています。</p> <p>任期は、2年から6年の間で、それぞれ再任の可否を含め設定することは可能ですが、任期2年及び3年では、就任後1年及び2年で次期学長の選考を行うこととなり、中長期的ビジョンの成果を検証することが困難となります。また、任期3年及び5年とした場合、部局長等の任期が2年であることから、学長と部局長等の任期のサイクルが合わなくなります。</p> <p>以上のことから、任期は4年若しくは最長の6年が考えられますが、任期4年の場合は、学長就任3年後に次期学長の選考を行うこととなり、3年間という適度な期間の学長としての実績評価が可能であり、かつ、その実績を踏まえ、2年間の再任可となっていることから、現行の任期が妥当であると判断しています。</p> <p>また、多くの国立大学(45.3%)が本学と同様の任期を定めています。（「国立大学のガバナンス改革の強化に向けて」(提言) -平成29年5月23日一般社団法人国</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>立大学協会)</p> <p>学長の任期について定めた「国立大学法人東京外国语大学役員等に関する規程」は、本学ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>(役員等に関する規程)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/02_01yakuintou_kitei.pdf</p> |
| 原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き | 更新なし | <p>「国立大学法人東京外国语大学学長選考・解任審査等規程」に基づき、学長の解任を申し出るための手続きを定め本学ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>(学長選考・解任審査等規程)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/06_02gakuchou_senkou_kaininshinsatou_kitei.pdf</p> |
| 補充原則 3－3－3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果 | 更新あり | <p>「国立大学法人東京外国语大学学長選考・監察会議規程」に基づき、学長選考・監察会議は、学長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って学長がその任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っています。</p> <p>この責務を果たすため、学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況を毎年 1 月に確認し、以下の観点から学長選考の適切性について確認を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学長の所信（意思表明）等の進捗 ②大学改革への取組 ③財務 ④中期目標、中期計画及び年次計画 ⑤学長のガバナンス ⑥大学のコンプライアンス <p>同会議では、学長からの業務執行状況についての説明と各委員との意見交換を行い、監事からの意見等を踏まえ、学長選考・監察会議として、学長の業務が順調に執行されているかを評価しています。また、業務執行状況の評価結果を公表します。</p> <p>(学長の業務執行状況の確認結果について)</p> <p>https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/public_info/presidential_candidate/R4_kakunin.pdf</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|--|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由 | 更新あり | <p>本学の学長選考・監察会議の委員は、「経営協議会委員のうち、同協議会において選出された学外有識者 6 名」及び「教育研究評議会において選出された者 6 名」と規定されていますが、これは、国立大学法人法第 12 条第 2 項を踏まえたもので、学外及び学内の意見を反映するため、各々同数の委員により構成されております。</p> <p>学長選考・監察会議の委員として、経営協議会からは多様なステークホルダーからの意見を反映できるように、本学卒業生、他大学の役職者を学外委員から選出し、教育研究評議会からは学内の意見を漏れなく反映できるよう、大学院・学部の部局長、附置研究所の長及び事務局長を選出しています。</p> <p>(学長選考・監察会議規程) https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/06_01gakuchou_senkou_kaigi.pdf</p> |
| 原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由 | 更新なし | 該当しません。 |
| 基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況 | 更新あり | <p>本学の内部統制の基本原則は、①法人執行部及び各部局の権限、責務を規程に定めることによって明確化すること、②学長のリーダーシップの下、学内の意思疎通を図り、全学一体的な運営と意思決定の迅速化を進めることであり、両者の両立を図る内部統制システムを構築しています。</p> <p>このうち、②の意思決定過程においては、外部関係者の視点を取り入れつつ、各部局の事情を踏まえた対応を行い、最終的に法人の最高意思決定機関である役員会における決定が効果的・効率的に行えるよう、内部統制システムや、運用体制に対する不断の検証に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、内部統制システム推進責任者として理事(総括、財務、施設、人事等担当)を任命し、定期的に役員に対し内部統制システムに関する報告を行い、問題を発見した場合には改善を行うことにより、PDCA サイクルを機能させています。</p> <p>監事については、法令で定める職務及び権限について適正に遂行するため、「国立大学法人東京外国語大学監事監査規程」及び「監事監査計画書」に基づき、法人の業務</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>運営の適切性について監査を行い、役員会及び学長室会議に報告しています。</p> <p>また、学長直轄の「監査室」を設置し、「国立大学法人東京外国語大学内部監査実施基準」に基づき定期的に内部監査を行っています。「監査室」には監査専従の職員を配置し、常時、監事（本学は、2023年10月に常勤の監事を配置済み）との協議の場を設け、監事の監査業務を支援しています。</p> <p>(運営組織図) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/operating.html</p> <p>コンプライアンスについては、「国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス基本規則」に基づき、学長を最高管理責任者とした推進体制の下、研修の実施をはじめとする事案の防止活動と事案が生じた場合の危機管理体制を整備しており、その一貫としてコンプライアンス事案に係る通報制度を設置しています。今後も役員会、その他関係組織が連携してリスクの評価と対応を処置しつつ、内部統制システムを強化し、法令遵守の徹底を図ります。</p> <p>また、監事と監査室による密接な連携を基に会計監査及び業務監査の情報共有を行い、適正な業務運営を遂行するとともに、入札・契約の公正な執行と財務情報の信頼性を確保します。</p> <p>近年、特に法人運営において重点的な対応が不可欠となっている情報セキュリティ、研究不正防止対策、研究インテグリティ（研究の健全性・公平性）の確保及び職員の内部統制意識の向上については、以下のとおり対策を講じています。</p> <p>① 情報セキュリティポリシーの定期的な点検及び見直しを行うとともに教職員への研修の実施など必要な措置を講じ、セキュリティ対策を徹底します。 (情報セキュリティ) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/information_security/</p> <p>② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、適正な研究の遂行や研究費使用に係る監査機能を強化するとともに、大学院</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|---|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>生も対象とした研究倫理に関する講習会を定期的に実施するなど、研究者への啓発活動を強化することによって、研究費不正を起こさせない環境を構築します。また、「国立大学法人東京外国語大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」に基づき、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥ることがないよう、研究インテグリティにも対応した研究倫理教育を実施するなど必要な措置を講じることにより、研究の健全性・公正性を担保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築します。</p> <p>(研究活動に関わる不正行為防止への取り組み) https://www.tufs.ac.jp/research/illegal/ (研究インテグリティの確保について) https://www.tufs.ac.jp/research/illegal/integrity.html</p> <p>③ 職員の内部統制意識及びコンプライアンス意識向上のため、内部統制やコンプライアンス研修など実施します。</p> <p>(内部統制について) https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/public_info/internalcontrol.pdf</p> |
| 原則4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫 | 更新あり | <p>国立大学法人法並びに学校教育法に定められた公表事項については、公式ウェブサイトにて適切に公表しています。</p> <p>法で定められた公表事項のほか、本学の行う教育・研究・社会貢献活動を公式ウェブサイトにおいて公表しています。</p> <p>また、ソーシャルメディア（Facebook/X（旧Twitter）/Instagram）を活用して積極的に情報発信しています。</p> <p>2020年度から本学のビジョンとそれに基づく教育、研究、社会の実績・成果と財務状況をまとめた『統合レポート』を作成しています。</p> <p>さらに、本学にとって特に重要な教育、研究、留学に関する情報をまとめた、「教育白書」「研究白書」「留学白書」を2022年度から本学ウェブサイトで公表しています。同サイトでは、本学が関係する評価指標の達成状況も併せて掲載しています。</p> |

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
|------|-------|--|
| | | <p>引き続き、本学のステークホルダーに対して大学の活動及び運営について、より一層ご理解いただけるようこれらの内容の改善に努めます。</p> <p>また、2021年度から学生広報スタッフを学内募集し、本学の取組をはじめ、学生の活躍や教員の研究等について、学生の視点で取材やインタビューを行い、ウェブ広報サイト「TUFS Today」から特集記事を発信することで、様々な活動をわかりやすく公表し、読み手に关心を持つもらえるように努めています。</p> <p>大学に関する情報については、上記のほか、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学概要や入学案内等の媒体も活用しています。</p> <p>大学公式 YouTube チャンネル (TUFS Channel) では、学校行事だけでなく、模擬授業、公開講演やセミナーなど教育研究の成果の発信や社会貢献活動に関する情報を広く発信しています。</p> <p>(情報公開) https://www.tufts.ac.jp/abouttufts/public_info/ (Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram) https://www.tufts.ac.jp/abouttufts/pr/social_media/ (YouTube) https://www.youtube.com/user/TufsChannel (ウェブ広報サイト「TUFS Today」) https://wp.tufts.ac.jp/tufstoday/ (広報冊子) https://www.tufts.ac.jp/abouttufts/pr/pr-brochures/ (統合レポート) https://www.tufts.ac.jp/documents/abouttufts/pr/pr-brochures/TUFS-IR2023_single_low.pdf (教育白書) https://www.tufts.ac.jp/abouttufts/public_info/ir/education/ (研究白書) https://www.tufts.ac.jp/abouttufts/public_info/ir/research/ (留学白書) https://www.tufts.ac.jp/abouttufts/public_info/ir/study-abroad/</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|---------------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| 補充原則 4－1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況 | 更新なし | <p>(評価指標) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/ir/kpi/</p> <p>本学卒業・修了生、保護者、地域社会に対して、本学の取組、近況やイベントの情報を発信しています。</p> <p>本学卒業・修了生：大学からの定期的な情報提供、ホームページミングデイ等の開催、大学概要、統合レポート等印刷物の発行及び送付。2022年度から同窓生情報データベースシステムを運用開始し、同システムを通じた情報発信</p> <p>保護者：保護者への説明会（年2回程度）の開催、本学ウェブサイト等による情報公開、大学概要・統合レポートの発行</p> <p>地域社会：定期的な意見交換会、書面等での情報提供、SNSでの情報発信、本学ウェブサイト等による情報公開、大学概要・統合レポートの発行</p> |
| 補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報 | 更新あり | <p>学生が享受する教育のアウトラインは、学生の学びの基礎単位である学部・大学院のカリキュラム・ポリシーにより示されており、さらに、身に付ける能力はディプロマ・ポリシーにより明確化されています。</p> <p><教育に関する基本方針></p> <p>(言語文化学部) https://www.tufs.ac.jp/education/lc/Policies.html</p> <p>(国際社会学部) https://www.tufs.ac.jp/education/ia/Policies.html</p> <p>(国際日本学部) https://www.tufs.ac.jp/education/js/Policies.html</p> <p>(大学院博士前期課程) https://www.tufs.ac.jp/education/pg/master/policies.html#Anc01</p> <p>(大学院博士後期課程) https://www.tufs.ac.jp/education/pg/doctor/policies.html#Anc01</p> <p>学生の授業アンケートの概要、卒業時の満足度調査の結果などについては、順次本学ウェブサイトで公開しています。</p> <p>(各種アンケート結果) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/ir/education/</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|--|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | <p>学生の進路状況は、以下に公表しています。 (学部) https://www.tufs.ac.jp/student/careersupport/achieve/ (大学院) https://www.tufs.ac.jp/education/pg/career.html</p> <p>なお、学生の達成度の可視化については、既存の成績証明書には包括されない語学力、専門力、行動・発信力を客観的な指標で示した「ディプロマ・サプリメント」を2015年度入学者から発行し、卒業時に学生に配布しています。</p> <p>また、「ディプロマ・サプリメント」に掲載する情報の収集のため、学生が自ら学修活動を記録するe-ポートフォリオ「TUFS Record (たふれこ)」を導入しました。「たふれこ」上のデータは就職活動時に使用する「学修活動履歴書」にも反映され、学生が社会や企業に向けて提示することが可能になっています。</p> <p>「ディプロマ・サプリメント」及び「学修活動履歴書」はこれまで学士課程を対象としていましたが、2022年度入学者から博士前期課程についても運用を開始しました。</p> <p>なお、本学は2014年度に文部科学省スーパーグローバル大学創成支援事業(SGU)に採択されて以来、大学の教育・研究体制のグローバル化を目指し、さまざまな項目で目標値を設定し、着実に実行しています。例えば、「留学200%」を掲げ、留学を2度経験した学部卒業生をカウントしています。2023年度には卒業者の29.1%が留学を2度経験しています。</p> <p>また、学部生の英語力の達成度の目標として「TOEIC800点」を掲げ、達成者数の全学学生に占める割合は2013年度の26.9%から2023年度の64.9%まで伸長しています。この教育の成果は、本学のSGUのホームページにおいて広く公表しています。</p> <p>(目標指標) https://www.tufs.ac.jp/collaboration/intlaffairs/sgu/</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】 | | |
|-------------------------------|-------|---|
| 記載事項 | 更新の有無 | 記載欄 |
| | | また、本学は自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組んでいます。 |
| 法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項 | | https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/ |